

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

葛飾区長

葛飾区条例第41号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）  
の一部を次のように改正する。

第18条の3の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の4 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ  
る当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をい  
う。）その他教育委員会規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき  
勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を  
承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教  
育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。